「富田林ブランド認定委員会設置要領」

第1条

富田林市に関わる商品、サービスについて、本委員会の認定基準に基づき「富田林ブランド」として認定・情報発信することにより、富田林市の知名度向上を図ると共に、市民の地元に対する愛着と誇り、自信、そして、商業、工業、観光といった総合的な産業振興と地域活性化に資する為、「富田林ブランド認定委員会」(以下委員会という)を設置する。

第2条 (協議事項)

委員会は次の事について検討を行う。

- 1) 富田林ブランドの認定基準に関すること
- 2) 富田林ブランドの認定に関すること
- 3) その他、目標を達成する為に必要な事項に関すること

第3条 (組織内容)

- 1)委員会は別表のとおり委員12名以内で組織する。
- 2) 委員長は、委員の互選とする。
- 3)委員長は、2年とする。
- 4)委員長は、再任する。

第4条 (委員長の職務)

1)委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

第5条 (会議事項)

- 1)委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長として進行する。
- 2) 委員会の会議は、半数以上の出席を必要とする。
- 3) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4) 委員会の会議は、年度に2回以上開催するものとする。

第6条 (任期)

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (守秘義務)

委員は、委員会の職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また同様とする。

第8条 (庶務)

委員会の庶務・連絡・窓口は、富田林商工会とする。

第9条 (その他事項)

この要領に定めるものの他に検討が必要な事項が発生した場合は、委員長が委員に諮って 定めることとする。